

肥料・飼料等専門調査会

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)	動物用医薬品 (再審査)	牛の注射剤	抗菌剤で、ウシの肺炎、乳房炎、産褥熱(さんじょくねつ…分娩時の傷に細菌が感染し、高熱が続く状態)などの治療に用いられています	動薬から肥料・飼料等に所管替え	動物用医薬品専門調査会にて審議中→肥料・飼料等専門調査会に移管(最近の議事:18.10.6動物用医薬品専門調査会)
アンピシリンナトリウム	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
アンピシリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
エリスロマイシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品としては、牛、馬、豚、鶏及びびすずき目魚類に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動物用医薬品専門調査会から所管替え	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:23.12.20専門調査会)
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品又は飼料添加物として牛、豚、鶏、魚類等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	肥料・飼料等専門調査会にて審議中(最近の議事:24.2.21専門調査会)

肥料・飼料等専門調査会

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
オルビフロキサシ ンを有効成分とす る豚の飲水添加 剤	動物用医薬品 (再審査)	豚の飲水添加 剤	豚の胸膜肺炎、マイコプラズマ性肺炎、大腸菌性下痢症の治療を 目的として用いられます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:20.5.23動物用 医薬品専門調査会)
オルビフロキサシ ン	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			
スルファメキサ ゾール及びトリメ トプリムを有効成 分とする豚の飲 水添加剤(動物用 シノラル液)	動物用医薬品 (再審査)	豚の飲水添加 剤	抗菌剤で、豚のレンサ球菌症治療に用いられます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:17.8.29動物用 医薬品専門調査会)
スルファメキサ ゾール	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)	動物用医薬品 (再審査)	牛の乳房注入剤	抗菌剤で、牛の乳房炎の治療に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。	動薬から肥料・飼料等に所管替え	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事: 22.8.25専門調査会)
セファピリンベンザチン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
セファピリンナトリウム	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			
セファピリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質			

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
タイロシン リン酸 タイロシンを有効 成分とする豚の 経口投与剤(動物 用タイロシンプレ ミックス「A」2%、同 10%、同20%)	動物用医薬品 (再審査)	豚の経口投与 剤	抗菌剤で、鶏、七面鳥、牛及び豚で呼吸器感染症の治療等の他、 飼料添加物として用いられています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:18.10.6動物用 医薬品専門調査会)
タイロシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗菌剤	マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品及び飼料添加物とし て使用されます。		評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:23.4.27専門調査会)
ドキシサイクリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に 使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定さ れています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書(案)を一部修正の 上、委員会に報告すること となった。(最近の議事: 24.3.27肥料・飼料等専門 調査会)
トピシリンを有効 成分とするすずき 目魚類の飼料添 加剤(水産用フジ ペニン40、水産用 フジペニン20、水 産用フジペニンP)	動物用医薬品 (再審査)	すずき目魚類 の飼料添加剤	抗菌剤で、すずき目魚類のレンサ球菌症の死亡率の低下を目的 として使用されます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:20.12.24動物用 医薬品専門調査会)
ナラシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	ポリエーテル系抗生物質であり、日本では飼料添加物として鶏に 使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定さ れています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書(案)を一部修正の 上、食品安全委員会に報 告することとなった。(最近 の議事:23.8.31肥料・飼料 等専門調査会)

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
ノルフロキサシン を有効成分とする 鶏の経口投与剤 (インフェック10% 液)及び豚の経口 投与剤(インフェッ ク2%散)	動物用医薬品 (再審査)	鶏・豚の経口 投与剤	鶏の大腸菌症、豚の細菌性下痢及び胸膜肺炎治療に用いられます。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	動物用医薬品専門調査会 にて審議中→肥料・飼料 等専門調査会に移管(最 近の議事:20.6.25動物用 医薬品専門調査会)
ノルフロキサシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	合成抗菌剤			
フェノキシメチル ペニシリン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	抗菌剤で、肺炎や腸炎の治療等に用いられています。ポジティブ リスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:20.12.1動物用医薬 品専門調査会)
リンコマイシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	リンコマイシン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に使用 されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定され ています。	肥料・飼料等	継続審議となった。(最近 の議事:23.7.12専門調査 会)
リン酸タイロシン を有効成分とする 豚の経口投与剤 (動物用タイロシ ンプレックス「A」 2%、同10%、同 20%)	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	抗生物質で、動物用医薬品として豚増殖性腸炎の治療等に使用 されます。	動物用医薬品 専門調査会か ら所管替え	評価書案を委員会に報告 することとなった。(最近の 議事:23.4.27専門調査会)
モネンシン	動物用医薬品 (残留基準設定)	抗生物質	ポリエーテル系の抗生物質で、国内では飼料添加物として指定さ れています。海外では、動物用医薬品としても使用されます。ポジ ティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。	動薬から肥 料・飼料等 に所管替え	評価書案を一部修正の 上、委員会に報告すること となった。(最近の議事: 24.2.21専門調査会)

肥料・飼料等専門調査会

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
アラニン	食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)	アミノ酸の補給、飼料の栄養成分及び有効成分の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給等に、飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了 (24.3.23締切)
アルギニン					
グリシン		アミノ酸の補給	動物用医薬品として、アミノ酸の補給に用いられています。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了 (24.3.23締切)
メチオニン					
ロイシン		アミノ酸で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了 (24.3.23締切)	
アスパラギン					
グルタミン		アミノ酸で、動物用医薬品として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了 (24.3.23締切)	
チロシン					
バリン		アミノ酸で、動物用医薬品として使用されます。ポジティブリスト制度導入時に対象外物質として厚生労働大臣が定めた物質です。	肥料・飼料等	意見・情報募集終了 (24.3.23締切)	
セリン					
ヒスチジン		水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.7.28専門調査会)	
イノシトール					
コバラミン		水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。	肥料・飼料等	評価書案を委員会に報告することとなった。(最近の議事:22.10.27専門調査会)	
チアミン					
パントテン酸					
ビオチン					
ナイアシン					
ピリドキシン					
葉酸					
リボフラビン					

肥料・飼料等専門調査会

評価案件名 (物質名等)	区分	用途等	評価案件(物質)の概要	専門調査会	審議状況
コリン			水溶性ビタミンで、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として使 用されます。	肥料・飼料 等	評価書案を一部修正、引 き続き農薬専門調査会で 審議の予定。(最近の議 事:22.10.27肥料・飼料等 専門調査会)

* 動物用医薬品については、成分は残留基準の設定にあたっての評価要請、それを有効成分とする製剤は承認申請・再審査にあたっての評価要請を受けています。この表では、評価を併せて行う成分と製剤を並べて掲載しています。